

コンプライアンス

関連する
SDGs



コンプライアンスを重視した企業風土の確立に向けて、従業員一人ひとりが高い倫理観を持って事業活動に臨むよう、法令遵守に関する規範を定めるとともに、各種教育・研修を通してコンプライアンス意識の浸透と徹底を図るなど、経営層が陣頭に立ちコンプライアンス管理体制の不断の強化に取り組んでいます。

企業倫理綱領

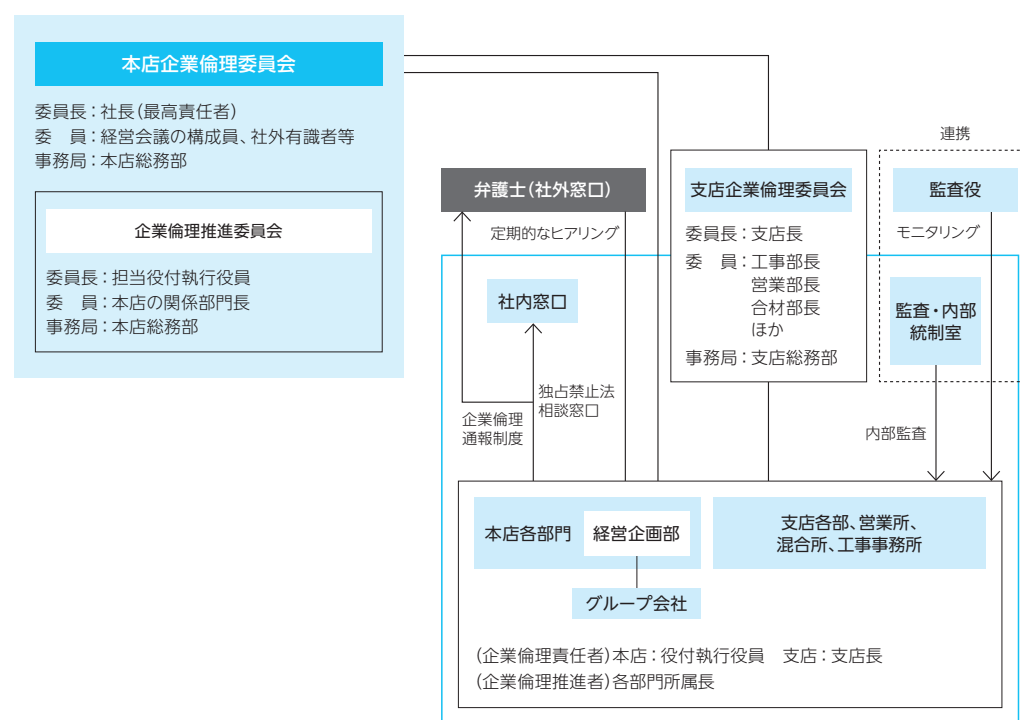
当社は道路建設などの事業活動を通じた安全・安心なインフラの整備・提供を社会的使命とし、皆様から信頼される企業を目指して、コンプライアンスを重視した企業風土の確立に継続して取り組んでいます。

企業理念・経営規範・行動基準からなる「企業倫理綱領」を策定し、同綱領に基づき、従業員研修や社内会議などを通して反復教育を行い、全役員・従業員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

企業倫理推進体制

企業倫理遵守のための基本方針の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図る企業倫理委員会を設置しています。社長を最高責任者とする企業倫理推進体制で、個別規定の整備・運用や企業倫理確立のための研修などを実施しています。

▶ 企業倫理推進体制図(2020年6月24日現在)



独占禁止法違反事件再発防止の取り組み

2017年2月より公正取引委員会による調査が継続していたアスファルト混合物の販売価格決定に関する独占禁止法違反について、2019年7月に排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当社はこの命令を厳粛に受け止め、再発防止策を講じるとともに、早期の信頼回復に向けて取り組みを進めています。

具体的には「独占禁止法遵守プログラム」のもと、当社顧問弁護士らによる研修や個別面談およびアスファルト混合物の価格決定プロセスにおけるウォークスルー監査を実施するなど、全社的な再発防止への取り組みを徹底して実施しています。

コンプライアンス研修の実施

「企業倫理綱領」の遵守を徹底するため、eラーニングでの個別研修や、親会社である株式会社大林組から講師を招いたコンプライアンス研修を本店・支店を含めて定期的実施しています(独占禁止法の遵守、反社会的勢力の排除、ハラスメント問題など)。

また、コンプライアンス管理体制の維持状況や役員・従業員へのコンプライアンス意識定着を確認するため、営業責任者らを対象として、顧問弁護士による個別面談方式でのヒアリングなどを行っています。

贈収賄防止

大林グループの「贈収賄防止プログラム」のもと、役員・従業員向け教育などの実施や相談窓口を設置することで不正行為の防止に努めています。今後も年2回のeラーニング研修や職場内集合研修などを通じて、贈収賄防止の意識定着を徹底して促していきます。

人権の尊重

近年、人権の尊重が企業の社会的責任における重要な課題の一つとして再認識されるようになり、社会から企業の取り組みに対する関心が高まっています。当社は「人間尊重の経営」という企業理念のもと、あらゆるステークホルダーの人権および多様性を尊重し、いかなる事由による差別も禁止しています。

ハラスメント対策

大林グループの一員として、当社では株式会社大林組が定めた「ハラスメント防止ガイドライン」を準用し、ハラスメント予防対策の実施や管理体制を構築しています。

2020年9月にはハラスメント相談窓口担当者に社外研修を受講させるなど、相談者の人権を尊重した問題解決と予防対策の知見の向上に努めています。

企業倫理通報制度

当社は経営の健全性向上を目的に、当社グループ従業員および当社の事業関係者を対象とした「企業倫理通報制度」を設けています。社内窓口を当社コンプライアンス室、社外窓口を外部の弁護士事務所とし、通報者に対しては一切の不利益を生じさせないよう配慮をしています。これまでに十数件の通報があり、全て対応しました。2018年からは重大な不正行為が発生または発生する恐れがある場合には、自身の関与の有無にかかわらず通報することを義務化しています。

また、カルテル・入札談合などの不正行為に関与した従業員が自主的に通報を行った場合または社内調査や公正取引委員会などの調査に協力して調査の進展に特に貢献した場合に処分を減免する「社内リニエーション制度」を導入しています。

▶ 企業倫理通報体制図(2020年4月1日現在)

